

# 事業再構築補助金 類型別要件チェックシート（非製造業） 《表面》

C)業種転換(要件ⅠⅡⅢ)

非製造業の場合の要件  
要件を満たす考え方

例) (従来の業種) 製造業 → (新たな業種) 情報通信業 に業種転換

自社の従来の業種（産業分類・大分類）  
製造業

自社の新たな業種（産業分類・大分類）  
情報通信業

I 商品等の新規性要件

- ①過去に提供した実績がないこと  
例) 過去にデータセンター事業を営んだことがなければ、要件を満たす。 チェック
- ②提供等に用いる主要な設備を変更すること  
例) データセンターを建設するため、新たにデータサーバーの購入等が必要であり、その費用がかかる場合には、要件を満たす。 チェック
- ③定量的に性能又は効能が異なること  
(商品等の性能や効能が定量的に計測できる場合に限る)  
例) 生産用機械とデータセンターは、異なる製品（と商品・サービス）であり、定量的に性能又は効能（強度や軽さ等）を比較することが難しいことを示すことで要件を満たす。 チェック

II 市場の新規性要件

- 従来の商品・サービスと新たな商品・サービスの代替性が低いこと  
例) 生産用機械の製造とデータセンター事業は、関係性が薄いサービスであり、新たにデータセンター事業を始めたことで、生産用機械の需要が代替され、売上高が減少するといった影響が見込まれないと考えられることを説明することで、要件を満たす。 チェック

III 売上高構成比要件

- 3～5年間の事業計画期間終了後、新たな商品・サービスの属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること  
例) 「生産性機械製造」（E製造業）と「データセンター事業」（G情報通信業）は、日本標準産業分類の大分類ベースで異なる分類がなされている。従って、5年間の事業計画期間終了時点において、データセンター事業を含む業種の売上構成比が最も高くなる計画を策定していれば、要件を満たすこととなる。 チェック

# 事業再構築補助金 類型別要件チェックシート（非製造業） 《裏面》

C)業種転換(要件ⅠⅡⅢ)

非製造業の場合の要件  
記入欄：

例) (従来の業種) 製造業 → (新たな業種) 情報通信業 に業種転換

自社の従来の業種（産業分類・大分類）

自社の新たな業種（産業分類・大分類）

Ⅰ商品等の新規性要件

①過去に提供した実績がないこと

チェック

記入欄：

チェック

②提供に用いる主要な設備を変更すること

チェック

記入欄：

チェック

③定量的に性能又は効能が異なること

チェック

(商品・サービスの性能や効能が定量的に計測できる場合に限る)

記入欄：

チェック

Ⅱ市場の新規性要件

従来の商品・サービスと新たな商品・サービスの代替性が低いこと

チェック

記入欄：

チェック

Ⅲ売上高構成比要件

3～5年間の事業計画期間終了後、新たな商品・サービスの属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となる計画を策定すること

チェック

記入欄：

チェック